

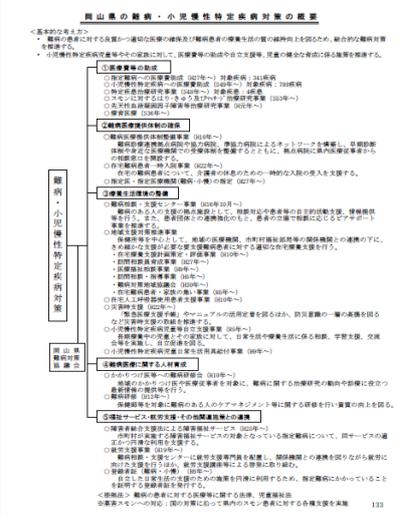
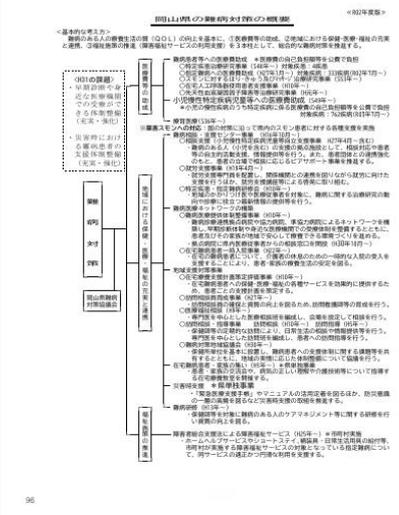
災害時における難病患者等の行動・支援マニュアル(第2次改訂版) 時点修正内容

該当箇所	項目名	頁	新(修正後)	頁	旧(修正前)	修正理由
表紙			岡山県保健医療部医薬安全課		岡山県保健福祉部医薬安全課	令和5年4月1日組織改編
第1章		1	現在348(R7.4.1時点)の疾患	1	現在333の疾患	疾病追加
第1章 1	(2)目的	1	避難行動要支援者に対する個別避難計画は市町村ごとの作成となりますが、	1	要配慮者に対する個別計画は市町村ごとの作成となりますが、	令和3年災害対策基本法改正
第1章 4		3	<p>要配慮者リスト及び個別支援計画の作成に当たっては、「<u>個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u>」や各関係機関で定める条例、規則等の内容を踏まえ、難病患者等のプライバシーに十分配慮するとともに、原則、難病患者等の支援の求めに応じて関係機関と情報の共有を行います。</p> <p>なお、災害対策基本法の規定に基づき、市町村からの求めに応じて行う情報提供は、「<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u>」における第69条第2項の規定に該当する場合は、<u>情報提供可能となります。</u></p> <p>【参考】 <u>「個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)」</u> <u>(利用及び提供の制限)</u> <u>第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</u> <u>一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</u> <u>二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</u> <u>三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</u> <u>四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。</u> <u>3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。</u> <u>4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。</u></p>	3 ~ 4	<p>要配慮者リスト及び個別支援計画の作成に当たっては、「<u>岡山県個人情報保護条例(平成14年岡山県条例第3号)</u>」や各関係機関で定める条例、規則等の内容を踏まえ、難病患者等のプライバシーに十分配慮するとともに、原則、難病患者等の支援の求めに応じて関係機関と情報の共有を行います。</p> <p>なお、災害対策基本法の規定に基づき、市町村からの求めに応じて行う情報提供は、<u>岡山県個人情報保護条例における「法令等の規定に基づき利用し、若しくは提供しなければならぬ場合」等に該当するものとして許容されます。</u></p>	令和3年個人情報保護法改正 (令和5年4月1日施行)



第1章 5	◎マニュアルと他の法令等との関係(イメージ図)	5	「市町村」欄 <u>個別避難計画</u>	5	「市町村」欄 <u>要配慮者避難支援計画</u>	令和3年災害対策基本法改正																		
第1章 5	⑤岡山県災害時難病患者要配慮者リスト・個別支援シート作成要領(平成29年3月)	6	各市町村の「 <u>個別避難計画</u> 」の内容の充実を図るとともに、日頃からの関係機関との体制整備を図ることを目的に作成されています。	6	各市町村の「 <u>災害時における要配慮者支援計画</u> 」の内容の充実を図るとともに、日頃からの関係機関との体制整備を図ることを目的に作成されています。	令和3年災害対策基本法改正																		
第3章 第1節 1 日頃からの備え	1 災害時医療体制の準備	10	【参考】 ◎県災害保健医療福祉調整本部 総合的な医療情報の収集・提供及び国、他県、県内の地域災害保健医療福祉調整本部等関係機関と連絡調整を行い、災害時の保健医療活動で中心的な役割を果たします。 ◎災害拠点病院 <table border="1" data-bbox="438 667 810 750"> <tr> <th>区分</th> <th>二次保健医療圏</th> <th>医療機関名</th> </tr> <tr> <td>基幹</td> <td>備前域</td> <td>岡山赤十字病院</td> </tr> <tr> <td>地域</td> <td>備前東部</td> <td>岡山済生会総合病院、国立病院機構岡山医療センター、岡山大学病院、岡山市立市民病院、川崎医科大学総合医療センター、<u>岡山西大赤十字病院</u></td> </tr> </table>	区分	二次保健医療圏	医療機関名	基幹	備前域	岡山赤十字病院	地域	備前東部	岡山済生会総合病院、国立病院機構岡山医療センター、岡山大学病院、岡山市立市民病院、川崎医科大学総合医療センター、 <u>岡山西大赤十字病院</u>	10	【参考】 ◎県災害保健医療調整本部 総合的な医療情報の収集・提供及び国、他県、県内の地域災害保健医療調整本部等関係機関と連絡調整を行い、災害時の保健医療活動で中心的な役割を果たします。 ◎災害拠点病院 <table border="1" data-bbox="906 638 1289 705"> <tr> <th>区分</th> <th>二次保健医療圏</th> <th>医療機関名</th> </tr> <tr> <td>基幹</td> <td>備前域</td> <td><u>済生会</u> 岡山赤十字病院</td> </tr> <tr> <td>地域</td> <td>備前東部</td> <td>岡山済生会総合病院、国立病院機構岡山医療センター、岡山大学病院、岡山市立市民病院、川崎医科大学総合医療センター</td> </tr> </table>	区分	二次保健医療圏	医療機関名	基幹	備前域	<u>済生会</u> 岡山赤十字病院	地域	備前東部	岡山済生会総合病院、国立病院機構岡山医療センター、岡山大学病院、岡山市立市民病院、川崎医科大学総合医療センター	令和5年4月1日 岡山県災害保健医療調整本部等設置要綱改正 令和5年3月31日 災害拠点病院指定追加
区分	二次保健医療圏	医療機関名																						
基幹	備前域	岡山赤十字病院																						
地域	備前東部	岡山済生会総合病院、国立病院機構岡山医療センター、岡山大学病院、岡山市立市民病院、川崎医科大学総合医療センター、 <u>岡山西大赤十字病院</u>																						
区分	二次保健医療圏	医療機関名																						
基幹	備前域	<u>済生会</u> 岡山赤十字病院																						
地域	備前東部	岡山済生会総合病院、国立病院機構岡山医療センター、岡山大学病院、岡山市立市民病院、川崎医科大学総合医療センター																						
第3章 第1節 1 日頃からの備え	3 医薬品等の供給体制の準備	12	○透析医療施設においては、特に <u>透析用水</u> の確保が重要であることから、関係課等と連携し、透析医療機関への連絡体制の確認に努めます。	12	○透析医療施設においては、特に <u>飲料水</u> の確保が重要であることから、関係課等と連携し、透析医療機関への連絡体制の確認に努めます。	令和7年4月 災害時の透析マニュアル 改訂																		
第3章 第1節 1 災害発生直後		13	2 県災害保健医療福祉調整本部等との連携	13	2 県災害保健医療調整本部等との連携	令和5年4月1日 岡山県災害保健医療調整本部等設置要綱改正																		
第3章 第1節 1 災害発生直後	2 県災害保健医療調整本部等との連携	13	(1)医療情報の収集と伝達及び難病患者等の受け入れ要請 ○県災害保健医療福祉調整本部及び岡山県難病医療連絡協議会等と連携し、緊急時の医療情報の収集・連絡体制を整備します。 ○県災害保健医療福祉調整本部と連携して、必要に応じて、難病医療に係る次の業務を行います。	13	(1)医療情報の収集と伝達及び難病患者等の受け入れ要請 ○県災害保健医療調整本部及び岡山県難病医療連絡協議会等と連携し、緊急時の医療情報の収集・連絡体制を整備します。 ○県災害保健医療調整本部と連携して、必要に応じて、難病医療に係る次の業務を行います。	令和5年4月1日 岡山県災害保健医療調整本部等設置要綱改正																		
第3章 第1節 1 被災2～3日後	1 医療の確保	14	○県災害保健医療福祉調整本部及び岡山県難病医療連絡協議会等と連携し、被災地以外の医療機関において診察や相談ができるように調整します。	14	○県災害保健医療調整本部及び岡山県難病医療連絡協議会等と連携し、被災地以外の医療機関において診察や相談ができるように調整します。	令和5年4月1日 岡山県災害保健医療調整本部等設置要綱改正																		
第3章 第1節 1 被災2～3日後	2 情報の提供と難病患者等に対応可能な支援班の編成	14	○地域のニーズに応じて、地域災害保健医療福祉調整本部等と連携し市町村への支援班を編成します。	14	○地域のニーズに応じて、地域災害保健医療調整本部等と連携し市町村への支援班を編成します。	令和5年4月1日 岡山県災害保健医療調整本部等設置要綱改正																		
第3章 第1節 2 日頃からの備え	2 要配慮者リストの作成・管理、提供	15	<リスト項目> ・優先度 ・ <u>難病患者支援区分</u> ・ <u>危険区域該当</u> ・受給者番号、氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、病名 ・医療処置管理、 <u>予備バッテリーの整備状況</u> 、 <u>予備の酸素ボンベ</u> ・ <u>独居、高齢者世帯、介護者、日常生活全</u> <u>面介助</u> ・介護保険要介護度、身障者手帳等級 ・移送手段 ・ <u>主治医</u> ・ <u>関係者連絡先</u> ・災害時の安否確認、安否確認方法 ・市町村への情報提供 ・ <u>個別支援シート作成</u> ・ <u>個別支援計画作成</u> ・ <u>確認年月日</u>	15	<リスト項目> ・ <u>緊急時の優先度</u> ・ <u>支援区分</u> ・ <u>基本情報</u> (受給者番号、氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、病名) ・ <u>医療機器等処置管理の有無、非常時用の持出品の有無</u> ・ <u>介護者の有無等</u> ・ <u>サービス利用の状況</u> (介護保険要介護度、 <u>訪問系サービス利用状況</u> 、 <u>身体障害者手帳保持の有無</u>) ・移送手段 ・ <u>連絡先(複数・携帯電話を含む)</u> ・災害時の安否確認及び安否確認方法(<u>通話でなくメール、SNSが望ましい</u>) ・市町村への情報提供についての同意の有無	令和6年4月1日 岡山県難病患者災害時要配慮者リスト・個別支援シート要領改正																		

第3章 第1節 2 日頃からの備え	4 災害時医療体制等の確認	17	【参考】 ◎地域災害保健医療福祉調整本部	17	【参考】 ◎地域災害保健医療調整本部	令和5年4月1日 岡山県災害保健医療調整本部等設置要綱改正
第3章 第1節 2 災害発生直後		18	2 地域災害保健医療福祉調整本部等との連携	18	2 地域災害保健医療調整本部等との連携	令和5年4月1日 岡山県災害保健医療調整本部等設置要綱改正
第3章 第2節 1 日頃からの備え		20	1 個別避難計画の策定	20	1 要配慮者避難支援計画の策定	令和3年災害対策基本法改正
第3章 第2節 1 日頃からの備え		21	5 避難支援等関係者と連携した個別避難計画の策定	21	5 避難支援等関係者と連携した個別計画の策定	令和3年災害対策基本法改正
第3章 第2節 1 日頃からの備え	5 避難支援等関係者と連携した個別計画の策定	21	○避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年8月、内閣府)では、避難行動要支援者の個別避難計画の策定が求められています。避難支援等関係者の協力を得て、一人一人の個別避難計画の作成内容や進捗状況、フォローアップ状況等を把握し、実効性のある避難支援等がなされるよう、個別避難計画の策定を進めていきます。	21	○避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年8月、内閣府)では、避難行動要支援者の個別計画の策定が求められています。避難支援等関係者の協力を得て、一人一人の個別計画の作成内容や進捗状況、フォローアップ状況等を把握し、実効性のある避難支援等がなされるよう、個別計画の策定を進めていきます。	令和3年災害対策基本法改正
第3章 第2節 1 災害発生直後	2 被災状況及び安否の確認等	22	○県地域災害保健医療福祉調整本部等と連携し、地域内の医療機関の被災状況について確認するとともに、入院・診察可能医療機関の把握と確保に努めます。	22	○県地域災害保健医療調整本部等と連携し、地域内の医療機関の被災状況について確認するとともに、入院・診察可能医療機関の把握と確保に努めます。	令和5年4月1日 岡山県災害保健医療調整本部等設置要綱改正
第3章 第2節 1 被災2～3日後	2 病状悪化の防止	23	○地域災害保健医療福祉調整本部等と連携し、救護所等での難病患者等の医療ニーズを把握します。	23	○地域災害保健医療調整本部等と連携し、救護所等での難病患者等の医療ニーズを把握します。	令和5年4月1日 岡山県災害保健医療調整本部等設置要綱改正
第3章 第2節 2 災害発生直後	1 被災状況の情報発信	25	○地域災害保健医療福祉調整本部等との連絡体制に努め、関係機関との連絡調整や情報収集に努めます。	25	○地域災害保健医療調整本部等との連絡体制に努め、関係機関との連絡調整や情報収集に努めます。	令和5年4月1日 岡山県災害保健医療調整本部等設置要綱改正
第4章 1 日頃からの備え	1 防災のための家庭での備え	35	【非常持出品リスト(患者と家族分)】 □緊急医療支援手帳 □おくすり手帳 (※おくすり手帳がない場合は、薬の情報を記載した用紙など) □マイナ保険証(医療保険情報が確認できるもの)	35	【非常持出品リスト(患者と家族分)】 □緊急医療支援手帳 □おくすり手帳 (※おくすり手帳がない場合は、薬の情報を記載した用紙など) □健康保険証	令和5年医療保険法改正
第4章 2		47	(3)人工透析患者の場合 ※P61「災害時の透析マニュアル 改訂版」を参照ください。	47	(3)人工透析患者の場合	令和7年4月 災害時の透析マニュアル 改訂
第4章	日頃からの備え	53 - 54	「行政(公助)」、「市町村」、「災害発生時の被害を最小限にする」 ・個別避難計画の策定	53 - 54	「行政(公助)」、「市町村」、「災害発生時の被害を最小限にする」 ・個別計画の策定	令和3年災害対策基本法改正
第4章	災害発生直後	55 - 56	「行政(公助)」、「本庁 医薬安全課」、「安全の確保」 ・県災害保健医療福祉調整本部等との連携	55 - 56	「行政(公助)」、「本庁 医薬安全課」、「安全の確保」 ・県災害保健医療調整本部等との連携	令和5年4月1日 岡山県災害保健医療調整本部等設置要綱改正

第4章	災害発生直後	55 - 56	「行政(公助)」、「保健所」、「安全の確保」 ・地域災害保健医療福祉調整本部との連携	55 - 56	「行政(公助)」、「保健所」、「安全の確保」 ・地域災害保健医療調整本部との連携	令和5年4月1日 岡山県災害保健医療 調整本部等設置要綱 改正																														
資料編 I		61 ~ 103	<u>災害時の透析マニュアル 改訂版</u>	61 ~ 66		令和7年4月 災害時 の透析マニュアル 改 訂																														
資料編 II		105 ~ 127	<u>災害時救急医薬品等確保・供給マニュアル</u>	67 ~ 89		令和5年3月改正																														
資料編 III		129 ~ 132	追加 <table border="1"> <tr><td>334</td><td>脳クレアチン欠乏症候群</td></tr> <tr><td>335</td><td>ホフロン癆</td></tr> <tr><td>336</td><td>家族性低βリポタンパク血症I(ホモ接合体)</td></tr> <tr><td>337</td><td>ホモシステチン尿症</td></tr> <tr><td>338</td><td>進行性家族性肝内胆汁うっ滞症</td></tr> <tr><td>339</td><td>MECP2重複症候群</td></tr> <tr><td>340</td><td>線毛機能不全症候群(カルタゲナー症候群を含む。)</td></tr> <tr><td>341</td><td>TRPV4異常症</td></tr> <tr><td>342</td><td>LMNB1 関連大脳白質脳症</td></tr> <tr><td>343</td><td>PURA 関連神経発達異常症</td></tr> <tr><td>344</td><td>極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症</td></tr> <tr><td>345</td><td>乳児発症 STING 関連水血管炎</td></tr> <tr><td>346</td><td>原発性肝外門脈閉塞症</td></tr> <tr><td>347</td><td>出血性線溶異常症</td></tr> <tr><td>348</td><td>口疽症候群</td></tr> </table>	334	脳クレアチン欠乏症候群	335	ホフロン癆	336	家族性低βリポタンパク血症I(ホモ接合体)	337	ホモシステチン尿症	338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	339	MECP2重複症候群	340	線毛機能不全症候群(カルタゲナー症候群を含む。)	341	TRPV4異常症	342	LMNB1 関連大脳白質脳症	343	PURA 関連神経発達異常症	344	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症	345	乳児発症 STING 関連水血管炎	346	原発性肝外門脈閉塞症	347	出血性線溶異常症	348	口疽症候群	91 ~ 95		令和6年4月1日 疾 病追加、病名変更
334	脳クレアチン欠乏症候群																																			
335	ホフロン癆																																			
336	家族性低βリポタンパク血症I(ホモ接合体)																																			
337	ホモシステチン尿症																																			
338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症																																			
339	MECP2重複症候群																																			
340	線毛機能不全症候群(カルタゲナー症候群を含む。)																																			
341	TRPV4異常症																																			
342	LMNB1 関連大脳白質脳症																																			
343	PURA 関連神経発達異常症																																			
344	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症																																			
345	乳児発症 STING 関連水血管炎																																			
346	原発性肝外門脈閉塞症																																			
347	出血性線溶異常症																																			
348	口疽症候群																																			
資料編 III		133	岡山県の難病・小児慢性特定疾病対策の 概要 	96	岡山県の難病対策の概要<<R02年度版>> 	令和7年4月 改訂																														
資料編 IV		134	3 対象者 <u>※本人、家族又は法定代理人が作成不 要の意思を示した場合を除く。</u>	97	3 対象者	令和6年4月1日改正																														
資料編 VI		150	●岡山県保健医療部医薬安全課特定保健 対策班	112	●岡山県保健福祉部医薬安全課特定保健 対策班	令和5年4月1日組織 改編																														
資料編 VI		151	【医療保険情報(マイナ保険証)】 保険者名 記 号 番 号	113	【健康保険証】 名 称 保険証記号 保険証番号	令和5年医療保険法 改正																														
資料編 VI		153	<input type="checkbox"/> <u>マイナ保険証</u> <u>(医療保険情報が確認できるもの)</u>	115	<input type="checkbox"/> <u>健康保険証</u>	令和5年医療保険法 改正																														
資料編 VI		154	●岡山県保健医療部医薬安全課特定保健 対策班	116	●岡山県保健福祉部医薬安全課特定保健 対策班	令和5年4月1日組織 改編																														

資料編 VIII	○行政機関	160	・県 保健医療部医薬安全課 特定保健対策班	122	・県 保健福祉部医薬安全課 特定保健対策班	令和5年4月1日組織改編
----------	-------	-----	-----------------------------	-----	-----------------------------	--------------